

## 初診および再診時にかかる「選定療養費」Q&A

### Q1.選定療養費とは何ですか？

A. 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した場合などに、保険適用の診療費とは別にご負担いただく制度です。

一般病床が200床以上の地域医療支援病院は、厚生労働省が定めた料金を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当します。

### Q2.初診とはどのような場合のことですか？

A. 「初診」とは、次の場合をいいます。

- ・当院を初めて受診する場合
- ・以前当院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院した場合
- ・前回、患者さんが任意に診療を中止し、その後改めて受診する場合

### Q3.初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A. 他の医療機関からの紹介状なしで受診された方、当院を受診されている方で、医師からの院内紹介がなく、患者さまの希望で他の診療科を受診する場合にご負担いただくことになります。

### Q4.再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A. 当院の医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意思で、再度受診された場合には、その都度ご負担いただくことになります。

### Q5.初診時および再診時選定療養費はどのような場合に対象外となりますか？

A. ◎主に以下の場合に対象外となります。

- ・紹介状を持参された方
- ・緊急な診療を必要とされる方
- ・国、地方単独の特定疾患や障害を対象とする公費負担医療制度の受給対象者
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
- ・外来受診から継続して入院になられた方
- ・自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者 など

※救急外来を受診された場合であっても、救急搬送や受診後入院になるケースなどの緊急な場合を除き、選定療養費をご負担いただきます。